

敬老乗車証制度の見直しについて

本市では、福祉施策の一つとして、高齢者の社会参加支援と高齢者の福祉の増進を目的に、**所得に応じた負担金（0円～15,000円）と引き換えに、市バス・地下鉄共通全線定期券（年約20万円）と同等の価値を有するフリーパス証を交付する敬老乗車証制度を実施**しております。

本制度は、昭和48年、平均寿命が男性で70歳、女性で76歳の時代に、70歳以上の高齢者を対象として開始した、市民の皆様の市税負担で成り立つ本市独自の制度です。

しかしながら、制度開始から約50年が経ち、平均寿命は男性で81歳、女性で87歳と11歳伸び、交付者数は7万人から15万人に増加する一方で、**市税負担は、開始当時の約3億円から現在では52億円、10年後には約58億円に増加するなど、本制度を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、かつてない危機的な財政状況の下、現行制度のまま維持していくことは困難**です。

他の政令指定都市7市が廃止又は制度を持たない中、本市では制度を廃止するのではなく、制度の目的を維持し、将来にわたって持続可能なものとするため、また、利用者の選択の幅を広げ、高齢者の社会参加を支援していくため、見直しを行おうとするものです。

【具体的な内容】

- 1 交付開始年齢を10年かけて75歳以上に引上げ（制度完成は令和14年度）
- 2 交付対象者を合計所得金額700万円（給与収入で約900万円）未満の方とする
- 3 合計所得金額200万円以上700万円未満の階層を細分化
- 4 負担金を段階的に引上げ（年額0円～45,000円）
- 5 回数券方式の敬老バス回数券の導入
- 6 民営バス敬老乗車証の適用地域の一部拡大

なお、負担金の引上げを申し上げますが、現在、年額3,000円（月額換算250円）を負担いただいている全体の6割以上の利用者の方について、見直し後も年額9,000円（月額換算750円）で、これまでどおり市バス・地下鉄等をフリーパスで御利用いただけます。

また、この度の見直しを行うことにより、本制度の維持に必要な市税負担はおよそ半分になる見込みであり、敬老乗車証制度が、支援を必要とする方に、将来に渡って継続して御利用していただける制度にすることができると考えております。

詳しくは別添の以下の資料をご参照ください。

- ・令和3年8月11日教育福祉委員会報告資料
- ・令和3年9月市会に提案している内容